

令和2年5月15日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官

平成28年(ワ)第249号 損害賠償請求事件

口頭弁論の終結の日 令和2年1月10日

判 決

5 佐賀県神埼郡

原 告	寺 崎 昭 博
同訴訟代理人弁護士	江 上 武 幸
同	小 林 正 幸
同	青 木 歳 男
同	田 上 普 一
同	佐 藤 潤 一
同	鍋 島 典 子
同	坂 井 真 吾

佐賀市天神3丁目2番23号

被 告	株 式 会 社 佐 賀 新 聞 社
同代表者代表取締役	中 尾 清 一 郎
同訴訟代理人弁護士	安 永 宏
同	安 永 恵 子
同	森 公 照
同	近 藤 真

主 文

- 1 被告は、原告に対し、1066万7872円及びこれに対する平成28年9月1日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 2 原告のその余の請求を棄却する。
- 3 訴訟費用はこれを100分し、その9を被告の負担とし、その余は原告の負担とする。

4 この判決は、1項に限り、仮に執行することができる。

事 実 及 び 理 由

第1 請求

5 被告は、原告に対し、1億1565万8650円及びこれに対する平成28年9月1日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

第2 事案の概要

10 本件は、被告が発行する新聞の販売店を営んでいた原告が、販売店の経営に必要な部数を超える新聞の仕入れを被告から強いられた結果、経営が困難となり、廃業を余儀なくされたとして、被告に対し、不当利得返還請求権に基づき、上記の新聞の仕入代金5682万5820円とこれに対する請求（訴状送達）の日の翌日である平成28年9月1日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求めるとともに、不法行為、債務不履行に基づき、損害金1億1565万8650円（上記の新聞の仕入代金5682万5820円、廃業後3年間の逸失利益4339万2830円、慰謝料500万円、弁護士費用1044万円）及びこれに対する上記と同様の遅延損害金の支払を求める事案である。

1 前提事実（当事者間に争いのない事実並びに後掲の証拠及び弁論の全趣旨により容易に認定できる事実。以下、書証の枝番号は、省略することがある。）

(1) 当事者

20 ア 被告

被告は、日刊新聞である佐賀新聞の発行を業とする株式会社である。

イ 原告（甲49）

25 原告は、昭和45年生まれの男性であり、平成21年4月1日～平成27年12月31日、佐賀新聞の販売店である佐賀新聞吉野ヶ里販売店（以下「原告販売店」という。）を経営し、新聞販売業を営んでいた。原告販売店は、佐賀県内にある佐賀新聞の販売店の中でも、配達区域が広

く、販売部数が多い販売店である。

(2) 原告と被告の新聞販売店契約（甲 1～4， 7）

ア 契約の締結

原告は、原告販売店の経営を母から承継するため、平成 21 年 3 月 23 日、被告から神埼郡吉野ヶ里町の全域と三養基郡上峰町の一部における佐賀新聞の販売の権利の譲渡を受け、被告との間で、佐賀新聞を同区域において販売する契約（以下「本件契約」という。）を締結した。同契約は、平成 23 年、平成 26 年、平成 27 年に更新され、最後の更新における契約期間は平成 28 年 3 月 31 日までであった。

イ 契約の内容

本件契約の契約書には、以下の条項がある。

第 4 条 原告は被告の販売政策に基づいて、購読者の増加にあらゆる努力をする

第 5 条 原告は被告が新聞代請求書によって請求する当月分新聞原価を毎月末日（日曜祭日の場合は翌月 1 日）までに被告に支払う

第 10 条 原告は購読者名簿その他経営に必要な諸名帳を作成して店舗に常備し、被告が閲覧又は提出を求めたときは即時これに応じる

第 11 条 業務遂行に当たって被告の指導助言を尊重しまた業務上の諸事項に対し被告から調査報告を求められたときは、原告は、即時これに応じる

第 13 条 原告が次の各号の 1 つに該当する場合は被告は原告に対し、書面により注意警告し、なお改めない場合は何らの通知催告を要しないでこの契約を解除することができる

① 被告の販売方針に合致せず販売成績不良のとき

② 第 5 条に基づく新聞原価の支払を怠ったとき

ウ 信認金の預託

原告は、被告に対し、本件契約に基づいて、信認金を預託していた。信認金は、原告に債務不履行があった場合、被告が債務の弁済に充当することができる預託金であり、契約終了時には利息を付して原告に返還される。

信認金の額は、平成21年3月の契約当初は500万円であり、平成27年8月には808万円になっていた。

被告は、販売店の未納金が信認金を超えなければ債務不履行とは扱わない運用をしている。

(3) 年間販売目標制度の創設（甲76，乙7，8）

被告は、平成21年10月、新たな販売政策として、「目標定数をめざす申告部数制度」（以下「年間販売目標制度」という。）を創設し、平成22年度（年度は毎年4月～翌年3月を指す。以下同じ。）から実施した。その主な内容は、次のとおりである。

- ① 前年度3月の定数（販売店に対する送り部数）を基準として、当該販売店の業務目標として毎月の目標定数を設定する。
- ② 販売店は、目標定数達成を目指して、所定の報告書に当月の部数を申告する。
- ③ 目標定数には、2部（8月と1月は4部）の増減枠を設ける。
- ④ 申告部数が目標定数プラス2部（8月と1月は4部）を超えた場合は、原則的に当月超過分に対して補助金の増額（1部当たり2000円。平成27年度からは1部当たり1500円）を行い、目標定数マイナス2部（8月と1月は4部）を割り込んだ場合は、原則的に当月超過分に対して補助金の減額（1部当たり1000円。平成27年度からは1部当たり500円）を行う。

年間販売目標制度の下、各販売店は、被告に対し、毎年度、年間の目標定

数（年間販売目標）と毎月の目標定数を記載した書面を提出していた。

(4) 新聞の供給

被告は、平成21年4月～平成27年12月、原告販売店に対し、別紙1の1・2の「定数（送り部数）」欄のとおり新聞を供給した。原告は、被告に対し、この供給部数に相当する新聞代金を支払った。

(5) 原告販売店の新聞購読料以外の収入

ア 補助金（乙6）

被告は、毎月、原告に対し、労務対策費、地域対策費、経営対策費、郵送補助、超過調整費（減紙の場合はマイナスとなる）の名目で、補助金を支払った。平成25年～平成27年の支払額は、次のとおりである。

平成25年 405万5600円

平成26年 378万5200円

平成27年 379万2100円

イ 折込広告料（乙15）

原告は、平成25年～平成27年、別紙2の1・2の「②折込収入」欄のとおり、1か月当たり200万円～300万円程度の折込広告料収入を得た。

(6) 強迫による取消しの意思表示（顕著な事実）

原告は、平成28年7月31日、本件訴えを提起し、同年8月31日に送達された訴状をもって、被告に対し、平成23年8月4日以降に被告から仕入れた新聞のうち必要部数を超える部数に係る売買契約を強迫により取り消すとの意思表示をした。

(7) 消滅時効の援用（顕著な事実）

ア 不法行為に基づく損害賠償請求権について

被告は、原告に対し、本訴請求に係る不法行為に基づく損害賠償請求権（訴え提起時に請求のあった平成25年以降分）のうち、①平成29年

11月8日の第7回弁論準備手続期日において、平成25年7月28日以前に発生したものについて、②平成31年4月17日の第15回弁論準備手続期日において、平成25年7月29日と30日に発生したものについて、それぞれ消滅時効を援用するとの意思表示をした。

5 被告は、原告に対し、上記②の期日において、本訴請求に係る不法行為に基づく損害賠償請求権（請求の拡張申立時に請求のあった平成24年以前分）につき、消滅時効を援用するとの意思表示をした。

イ 債務不履行に基づく損害賠償請求について

10 被告は、原告に対し、上記ア②の期日において、本訴請求に係る債務不履行に基づく損害賠償請求権（請求の拡張申立時に請求のあった平成24年以前分）につき、消滅時効を援用するとの意思表示をした。

(8) 新聞業における特定の不公正な取引方法の禁止

ア 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（以下「独禁法」という。）

15 独禁法19条は、事業者が不公正な取引方法を用いることを禁止している。平成21年法律第51号による改正前の同法（以下「旧独禁法」という。）2条9項は、不公正な取引方法について、公正取引委員会が指定すると定めている。公正取引委員会は、特定の事業分野における特定の取引方法を不公正なものとして指定すること（いわゆる特殊指定）もできる（同法71条）。指定は、告示によって行う（同法72条）。

20 イ 公正取引委員会告示（甲23～29）

公正取引委員会は、平成11年公正取引委員会告示第9号（以下「平成11年告示」という。）により、「新聞業における特定の不公正な取引方法」（昭和39年公正取引委員会告示第14号。以下「昭和39年告示」という。）の全部を改正した。

25 本件に関する改正の内容は次のとおりである。

〈改正前〉

「2 新聞の発行を業とする者が、新聞の販売を業とする者に対し、その注文部数をこえて、新聞を供給すること。」

〈改正後〉

5 「3 発行業者が、販売業者に対し、正当かつ合理的な理由がないのに、次の各号のいずれかに該当する行為をすることにより、販売業者に不利益を与えること。

一 販売業者が注文した部数を超えて新聞を供給すること（販売業者からの減紙の申出に応じない方法による場合を含む。）

10 二 販売業者に自己の指示する部数を注文させ、当該部数の新聞を供給すること。」

ウ 改正の趣旨（甲29）

15 平成11年告示の3による指定は、旧独禁法2条9項5号の「自己の取引上の地位を不当に利用して相手方と取引すること」を根拠としてされたものである。新聞業において、発行業者と販売業者との関係は、企業規模の格差、取引依存度、取引先変更可能性などからみて、発行業者が販売業者に対し優越的地位にあるとされている。平成11年告示の3は、
20 発行業者が、このような立場を不当に利用して、自己の販売部数の増大を図るために販売業者の注文部数を超えて一方的に新聞を供給することを規制するものである。

平成11年告示の3二は、発行業者が自社の販売政策等に基づいて、自己と取引すべき部数を指示し、その部数を注文させた上、当該部数を販売業者に供給することを規制の対象として明確化した。

(9) 予備紙等

25 ア 被告が原告に供給する新聞（甲23, 24, 乙11）

被告は、原告に対し、購読者との契約に基づいて配達する新聞以外に、

雨濡れや破損等に備えた予備紙，月末の予約紙，月初のおどり紙，営業紙（以下，これらを併せて「予備紙等」という。）を供給していた。

「月末の予約紙」とは，翌月からの購読者宅への配達の順路を覚えるために月末の数日間（４日以内），無料で届ける新聞である。「月初のおどり紙」とは，購読者の契約が終了するのか延長になるのかを月末に確認できない場合に備えて，翌月初めの数日間（３日以内），引き続き配達する新聞である。「営業紙」とは，購読者を開拓するために使用する新聞であり，①勧誘時に直接渡し，紙面の内容をPRするもの，②勧誘相手の了解を得て，７日間無料で配達するもの（試読紙），③１日だけ未購読者宅に配達するポスティングなどに利用されている。

イ 予備紙の割合に関する定め（甲３４，乙１９，調査囑託の結果）

（ア）地区新聞公正取引協議会運営細則（モデル）

新聞公正取引協議委員会が昭和６０年３月１９日に制定した各地区新聞公正取引協議会の規則等のモデルとなる「地区新聞公正取引協議会運営細則（モデル）」には，予備紙につき，以下の記載があった。

「第１４条 この運営細則でいう……予備紙とは……次のものをいう。

〈中略〉

③ 予備紙であって，新聞の購読部数の２％を限度として，販売業者が保有するもの。」

上記の規定は，平成１０年４月に公正取引委員会が「新聞業における景品類の提供に関する事項の制限」を全部変更したことを受け，現行の新聞公正競争規約の規則等が同年９月１日に施行された時点で削除された。

（イ）九州地区新聞公正取引協議会の運営細則

九州地区における公正競争規約施行規則等を定めている九州地区新聞公正取引協議会では，少なくとも平成１６年１２月施行以降の規則には

予備紙に関する規定を設けていない。

(10) ABC公査 (甲33, 36)

社団法人ABC協会 (以下「ABC協会」という。) は、広告の媒体となる新聞及び雑誌の部数並びに分布状況等を公正に調査、確認することにより、
5 広告及び宣伝の合理化を図り、もって国民の文化的生活の向上に資することを目的とする組織である。その目的を達成するために、新聞又は雑誌発行社会員の新聞又は雑誌の部数等の公査及び認証などの事業を行うとされている。新聞社全社が会員として加盟している。

ABC協会は、各新聞社の発行部数を公表するとともに (以下、この公表
10 部数を「ABC部数」という。)、発行部数と購読部数に乖離がないかを確認する公査 (以下「ABC公査」という。) を行っている。公査に当たっては、新聞発行本社と販売店への立入調査が行われる。

2 争点

本件の主たる争点は、次のとおりである。

15 (1) 不法行為の成否

ア 平成11年告示の3に該当する供給行為 (以下、この供給行為及び供給された新聞を「押し紙」という。) の有無

(ア) 自己の指示する部数を注文させて新聞を供給する行為 (平成11年告示の3二) に該当するか

20 (イ) 注文した部数を超えて新聞を供給する行為 (平成11年告示の3一) に該当するか

(ウ) 減紙の申出に応じない方法により新聞を供給する行為 (平成11年告示の3一括弧書き) に該当するか

(エ) 正当かつ合理的な理由の有無

25 イ 違法性の有無

(2) 不当利得の成否

ア 公序良俗違反の有無

イ 強迫の成否

ウ 押し紙の代金の支払が不法原因給付（民法708条）に当たるか

(3) 債務不履行（信義則上の付随義務違反）の有無

5 (4) 損失ないし損害

(5) 消滅時効の成否

3 争点に関する当事者の主張

(1) 不法行為の成否

ア 押し紙の有無

10 (ア) 自己の指示する部数を注文させて新聞を供給する行為（平成11年告示の32）に該当するか

(原告の主張)

15 被告が実施する年間販売目標制度は、目標定数に従って注文することを販売店に義務付け、注文部数を拘束する制度である。販売店は年間販売目標に従った部数を注文することを被告に強制（指示）されるから、年間販売目標制度は、平成11年告示の32に定める押し紙に当たる。

年間販売目標は、常に前年度よりも増加するよう設定され、配達エリアごとの環境の変化、普及率などは全く考慮されていなかった。被告が一方的に指示するものであり、販売店との協議による合意は存在しない。

20 (被告の主張)

原告と被告は、毎年2月、前年の実績、世帯数の増減などの配達エリアごとの環境の変化、普及率などを勘案し、協議を行い、双方合意の上、年間販売目標を決定していた。あくまで目標にすぎず、達成できなかったとしても販売店は債務不履行責任を問われない。年間販売目標を超えて増紙を行った販売店も多数存在する。被告が指示する部数を注文させていないことは明らかである。

25

(イ) 注文した部数を超えて新聞を供給する行為（平成11年告示の3一）
に該当するか

（原告の主張）

平成11年告示における「注文した部数」とは、昭和39年告示における「注文部数」の解釈と同義であり、「新聞購読部数」に「地区新聞公正取引協議会で定めた予備紙等（有代）」を加えた販売店の経営に必要な部数である。予備紙等のうち原告が被告から有償で仕入れる部数の割合（以下「予備紙率」という。）は、購読部数の2%が適正であるところ、原告販売店の予備紙率は10%～18%であるから、被告は、原告が注文した部数を超えて新聞を供給している。

（被告の主張）

平成11年告示の「注文した部数」とは、実際に原告が注文した部数のことである。昭和39年告示の「注文部数」は、その実施要綱において解釈を限定的に行っており、平成11年告示の「注文した部数」とは異なる。被告は、原告が注文した部数に従い新聞を供給している。

予備紙率について、現行の規約等には明記されていない。

(ウ) 減紙の申出に応じない方法により新聞を供給する行為（平成11年告示の3一括弧書き）に該当するか

（原告の主張）

原告は、平成23年8月以降、被告の販売局長らと面談する都度、大量の残紙（配達されない余剰紙。以下同じ。）の存在を伝え、減紙の申出を度々してきたにもかかわらず、被告はこれに応じなかったから、平成11年告示の3一括弧書きに定める押し紙がある。

減紙を実施するか否か、何部減紙するかを決定する権利を有しているのは被告であるから、客観的に残紙が存在し、減紙をしてほしいとの意思表示をすること、あるいは、残紙の存在を伝え、減紙をしてほしいと

伝えることは、減紙の申出として十分なものである。

(被告の主張)

原告から減紙の申出はなかった。

平成11年告示が要求する「減紙の申出」は、具体的かつ誠実なものであることが必要であるところ、原告から具体的部数を特定しての減紙の申出はなかったから、有効な減紙の申出はなかった。

有効な減紙の申出があったとしても、原告販売店の必要部数が分からない被告には、応じることについて期待可能性がなかった。

(エ) 正当かつ合理的な理由の有無

(被告の主張)

被告には原告販売店の正確な部数状況が不明であるにもかかわらず、原告から、部数の指定、部数を確定するための資料等の提出はなかった。原告自身が部数を管理できておらず、被告が強制的に調査をしたとしても、部数の確定は不可能であった。したがって、被告には、平成11年告示の3にいう正当かつ合理的な理由がある。

(原告の主張)

正当かつ合理的な理由が認められるのは、販売店が予備紙等を含め
ないで注文している場合に、発行業者がこれに正常な商慣習に照らして
適当と認められる予備紙等を付加して供給する場合以外には想定し得え
ないから、被告に正当かつ合理的な理由は存在しない。

イ 違法性の有無

(原告の主張)

独禁法違反の事実があれば、原則として不法行為における権利侵害ないし違法性の要件は充足する。

被告による押し紙は、独禁法違反であることに加え、原告の経営権及び財産権を侵害する行為であること、被告は、原告販売店が大量の押し紙を

抱えていたことを認識していたのみならず、押し紙がABC協会の公査によって発覚しないよう主導的に偽装を指示・指導していたことに照らせば、被告の行為は、不法行為法上も違法である。

(被告の主張)

5 押し紙の存在をもって直ちに不法行為法上違法と判断すべきではなく、押し紙の数量、押し紙の原告販売店への影響の程度、原告が減紙を申し出た具体的な態様、それに被告が応じる具体的可能性（原告の申出の明確性）、被告の対応の態様、押し紙が生じた後の原告の対応等の具体的な事情、経緯を考慮した上で判断すべきである。

10 原告自身が具体的な残紙数を把握していなかった以上、減紙の申出があったとしても、それはごく抽象的なものであったと考えられる上、被告は、原告販売店にどの程度の残紙が存在するか認識し得なかったから、原告から減紙の申出があったとしても、被告が応じることは不可能であった。原告から代金支払拒絶や受領拒絶等はなく、原告も経営判断として結局は押し紙を受け入れていたと考えられることからすると、被告の行為に不法行為法上の違法性はない。

(2) 不当利得の成否

ア 公序良俗違反の有無

(原告の主張)

20 押し紙は、①ABC部数に対する一般の信頼を低下させ、広告主に対しては紙面広告料や折込広告料の詐欺の手段に使われていること、②原告販売店の押し紙の仕入代金が6年9か月の間に5635万円に及んでおり、暴利行為と判断されること、③販売店の営業の自由を制限していること、④独禁法違反であること、⑤押し紙のない他の新聞社やその販売店との公正な競争を阻害していることなどから、公序良俗に反する。したがって、押し紙の供給契約は無効である。

(被告の主張)

独禁法違反の契約を一般規定により無効とすることは、課徴金や排除措置、差止請求や損害賠償請求と段階を踏んだ是正を図ろうとする独禁法の趣旨を無視するものであり妥当でない。

原告の主張を前提としても、被告の新聞の供給行為は、独禁法及び平成11年告示が予定する内容を超えた態様ではなく、契約は無効とならない。

イ 強迫の成否

(原告の主張)

原告は、平成23年8月4日以降、被告の販売局長らに対し、度々減紙の申出を行ってきたが、被告は、これに応じないばかりか、原告に対して販売店を自主的に廃業するよう強迫した。平成26年10月17日の面談では、被告の販売局長から「これ以上納金の遅れが続き、その金額が信認金を超えれば改廃になる」と告げられ、強制改廃（強制的に販売店を廃業させられること）の脅しを受けた。そのため、原告は、押し紙を仕入れ続けざるを得なかったから、少なくとも平成23年8月4日以降の押し紙の仕入れは、強迫によるものである。

(被告の主張)

原告から減紙の申出はなかった。

未納金が信認金を超え、それが債務不履行と評価された場合に契約解除になり得ることは、契約上当然のことであるから、原告が指摘する販売局長の発言は強迫ではない。

ウ 押し紙の代金の支払が不法原因給付（民法708条）に当たるか

(被告の主張)

原告は、過剰な仕入れであることを認識しながら、当該仕入部数に比例した折込広告料を受け取っていたから、被告に支払った新聞代金は不法原因給付となり、その返還を請求することはできない。

(原告の主張)

原告は、被告の優越的地位を利用した取引のもと、強迫により、事実と異なる部数の注文をせざるを得なかったものであり、広告料を詐取する目的はないし、押し紙による損失を上回る利益も受けていない。原告がこれまで支払ってきた新聞代金が不法原因給付に該当することはない。

(3) 債務不履行（信義則上の付随義務違反）の有無

(原告の主張)

被告が販売店に対して優越的地位にあること、販売店が適正部数以上の新聞を購入すれば販売店の不利益の上で被告の利益が図られること、契約に基づき毎日新しい新聞が供給されるため発刊日に売り切ることが必要であることなどを考慮すれば、被告には、新聞販売店契約上、契約の相手方に不当な不利益を生じさせないという信義則上の付随義務が存在する。その内容を具体化すれば、被告は、原告に対し、本件契約における信義則上の付随義務として、次のア～ウの義務を負うところ、これらを怠った。

ア 販売店の規模に応じた適切な部数の新聞を供給する義務

イ 押し紙をしない義務

ウ 平成11年告示以降、遅くとも3年以内に、販売店が減紙の申出等を自由に行えるようにするため、独禁法遵守のコンプライアンス体制を社内に構築・整備する義務

(被告の主張)

付随義務とは、本来の給付義務を債務の本旨にかなって実現するよう配慮し、給付結果・給付利益を保護すべき義務をいうところ、被告は、注文部数を送付すれば、債務の本旨を実現していることになる。注文部数を超えた新聞を送付しても、原告がその送付された部数を受領して新聞原価を支払っているのであれば、当事者の合意による取引が私法上有効に成立しており、契約違反にならないから、原告の付随義務違反の主張は失当である。

原告が主張する各付随義務について個別に検討しても、次のア～ウのとおり、発生根拠がなく、義務違反もない。

ア 適切な部数の新聞を供給する義務について

原告が適正に部数を申告していれば、被告が適切な部数の新聞を供給することは可能であるし、被告主導でむやみに原告販売店の調査を行うことは、信頼関係を維持するために適切な行為ではない。原告が虚偽の部数を報告しているのであれば、そのような者に対する信義則上の義務はない。

イ 押し紙をしない義務について

被告が減紙に応じないと述べたことはなく、実際に過去9年間で8028部を減紙している。注文部数を超えた新聞を原告販売店に供給したことはなく、指示する部数を注文させたこともないから、義務違反はない。

ウ コンプライアンス体制を構築・整備する義務について

被告は適正にコンプライアンス体制を構築しているし、契約の相手方との関係で法令違反があれば、契約責任、不法行為責任を問えば足りる。販売店契約は、被告の体制構築にまで影響を及ぼすような強力な義務を発生させる契約関係ではない。

(4) 損失ないし損害

ア 損失ないし損害の発生

(原告の主張)

押し紙を仕入れたことにより、原告には、次の(ア)の損失、(ア)～(エ)の損害が生じた。

(ア) 押し紙の仕入代金 5682万5820円

原告販売店における購読部数は、原告が作成した部数集計表(甲9～15。以下「原告集計表」という。)のとおりであり、適正な予備紙率は2%であるから、押し紙の仕入代金は、別紙1の1の「押し紙による損害金額」欄のとおりである。

原告販売店において必要とされた月末の予約紙と月初のおどり紙は、それぞれ2部～20部程度である。試読紙40部、セールスのための宣伝紙20部は、被告から無償で提供されていた。予備紙は数部あれば足りる。そうすると、原告販売店において仕入れが必要な予備紙等の数は、毎月40部プラス数部ということになる。原告販売店における購読部数はおおむね2350部～2400部程度であるから、その2%は46部～49部であり、予備紙率は2%で足りていた。

(イ) 廃業後3年間の逸失利益 4339万2830円

押し紙の仕入代金の負担がなければ、原告は、65歳まで原告販売店の経営を続けることが可能であった。

原告は、原告販売店の経営により、廃業前3年間に於いて、母と妻の専従者給与を含め、平均して1年当たり1593万4500円の所得を得ていた。3年のライプニッツ係数は2.7232であるから、廃業後3年間の逸失利益は、4339万2830円（1593万4500円×2.7232）となる。

(ウ) 慰謝料 500万円

原告は、被告による押し紙の結果、原告販売店を廃業せざるを得なかった。その精神的苦痛を慰謝するには500万円が相当である。

(エ) 弁護士費用 1044万円

(被告の主張)

いずれも否認ないし争う。

(ア) 押し紙の仕入代金について

原告集計表の数字は信用できない。

予備紙の割合について、かつての地区新聞公正取引協議会運営細則（モデル）では、新聞の購読部数の2%を限度とするとの定めがあったが、現行の規約等には明記されておらず、拘束力は失われている。

どの程度の予備紙等を必要とするかは、各販売店の判断に委ねられており、その地域の普及率等によっても異なる。

(イ) 廃業後3年間の逸失利益について

原告は、原告販売店の経営によりおおむね年間1000万円を超える所得を得ており、押し紙によって廃業せざるを得なかったとは考えられない。廃業した原因は、開業時から多額の借金を抱え、それ以降も販売店の経営に関係のない出費・浪費で借入れを重ね、放漫経営を続けたことにある。

イ 押し紙の仕入代金に関する損益相殺の可否

(ア) 折込広告料

(被告の主張)

原告の主張する実配数（購読部数に予備紙率2%分の部数を加算した部数。以下同じ。）を前提にすると、原告は、別紙2の1のとおり、平成25年は535万2600円、平成26年は454万8593円、平成27年は405万3666円の折込広告料収入を、押し紙により過剰に得ている。この利益を損害から控除すべきである。

折込広告は必ずしも販売店が注文した新聞全てに入るものではないが、実際に販売店が取り扱う部数（販売店が被告に毎月申告する部数）を基準として決定されるから、販売店が取り扱う部数の増減に応じて折込広告部数も増減する。販売店が取り扱う部数の増減した割合と同程度で折込広告部数が増減すると仮定して、別紙2の1のとおり損益相殺額を計算する方法が合理的である。

(原告の主張)

押し紙に相当する部分の折込広告料は、広告主に返還されるべきものであって、販売店の利益と評価すべきではないし、被告の押し紙政策維持という不当な目的・機能を担うものであるから、その金額を販売店の

損害から控除することは衡平でない。

押し紙に全て折込広告が入っているわけではないし、折込広告ごとに部数も異なるから、押し紙分に入っている折込広告部数及びその折込広告料収入の額の主張立証がない。

被告が主張する計算方法は、注文部数の一定割合に必ず折込広告が入ることが立証できた場合に初めて意味を持ち得るが、被告はこの点について何ら立証していない。

(イ) 補助金

(被告の主張)

被告は、原告に対し、前提事実(5)アのとおり補助金を支払っているから、これを損益相殺すべきである。

本件訴え提起の3年前である平成25年7月に押し紙相当部数が減少したとの前提で、部数の増減に応じて変動する補助金の費目（経営対策費と超過調整費）を計算すると、同年8月以降に過剰に支払った補助金の額は、別紙3の1のとおり、114万1900円となる。

(原告の主張)

補助金は、原告が押し紙を引き受けることによって支払を受けたものではないので、損益相殺の対象とならない。

超過調整費について、被告の主張する計算方法は、過去20年以上にわたる超過調整費の差額全額が平成25年度に生じたと擬制するものであり、誤っている。

(5) 消滅時効の成否

(被告の主張)

原告の不法行為に基づく損害賠償請求権のうち、訴えの提起又は請求の拡張の申立てから3年以上前に発生したものは、時効により消滅している。

原告の債務不履行に基づく損害賠償請求権のうち、請求の拡張の申立てか

ら5年以上前に発生したものは、時効により消滅している。

(原告の主張)

原告の不法行為に基づく損害賠償請求権の消滅時効の起算点は、原告が損害を知った時である本件訴えの提起時である。

5 被告の債務不履行は付随義務の違反であり、本来の給付義務とは法的性質が異なる義務の違反であるから、商事時効は適用されない。原告の債務不履行に基づく損害賠償請求権の時効期間は10年である。

被告の消滅時効の援用は権利濫用であり認められない。

第3 当裁判所の判断

10 1 認定事実

前提事実に加え、証拠(甲35, 49, 70, 乙23~27, 証人井手, 同江口, 同武富, 同原, 原告本人, 後掲のもの)及び弁論の全趣旨によれば、次の事実が認められる。

(1) 新聞の注文と供給

15 前提事実(3)の年間販売目標制度の下、被告から販売店への新聞の供給は、次のア、イの流れで行われていた。

ア 年間販売目標の設定(甲76)

20 被告の販売担当員は、毎年2月~3月に販売店を訪れ、販売店との間で次年度の年間販売目標について協議し、販売店は、年間の目標定数と毎月の目標定数を記載した書面を被告に提出する。この年間の目標定数が次年度の年間販売目標として設定される。毎月の目標定数は、12か月の累計が0部以上になるように設定する必要があった。

イ 部数報告書による注文(甲6, 75)

25 被告は、毎月4日までに、販売店から、当月に購読を開始した読者と購読を中止した読者の数が記載された部数報告書の提出を受ける。被告は、前月の注文部数に当月の増減を反映させて、毎月5日、当該1か月間に



供給される部数を確定し、毎月6日、販売店に対して当該部数を通知し、供給する。

(2) 目標定数の推移

ア 販売店全体における推移（乙22）

5

佐賀新聞の販売店は佐賀県内に86店存在する。このうち年間販売目標の存在する販売店は、山間部の小規模部数店を除く70店あまりである。平成22年度～平成27年度の販売店の年間の目標定数の合計と年間の報告部数の合計、両部数の差の推移は、次のとおりである。

年度	平成22	平成23	平成24	平成25	平成26	平成27
目標定数	858	863	791	692	332	476
報告部数	804	700	617	630	390	449
差	-54	-163	-174	-62	+58	-27

イ 原告販売店における推移（甲1，乙6，16）

原告が原告販売店を経営していた平成21年度～平成27年度（平成27年度は12月まで）における前年度3月の定数（送り部数）、年間の目標定数、実際の定数（送り部数）の増減は次のとおりであり、平成23年度以降の月別の推移は、別紙4のとおりである。

年度	前年度3月の定数	年間の目標定数	実際の定数の増減
平成21	2,747	40	43
平成22	2,790	40	40
平成23	2,830	40	54
平成24	2,884	40	27
平成25	2,876	25	32
平成26	2,908	10	3
平成27	2,821	9	9

(3) 原告販売店の実配数の推移（甲 5， 9～15）

原告販売店の実配数は、別紙 1 の 2 の「実配数」欄のとおりであり、おおむね 2390 部～2470 部程度で推移していた。

原告は、平成 27 年 12 月に廃業したことに伴い、平成 28 年 1 月 20 日に 2430 部（即売 20 部含む）の佐賀新聞の販売権を被告に譲渡した。

(4) 被告による営業紙の無償提供（乙 5）

被告は、営業スタッフを原告販売店に月に 4 回～5 回派遣するなどしていたところ、その都度、営業紙を無償で 40 部程度送付していた。購読者が増える年始やお盆の前には、月末の予約紙、月初のおどり紙を 20 部～40 部程度無償で提供していた。

(5) 被告による一斉減紙

ア 一斉減紙の部数

被告は、平成 21 年から平成 28 年にかけて、次のとおり、販売店全体への供給部数を減らす一斉減紙を行った。その合計は 1 万 0955 部である。一斉減紙を行ったのは、被告の送り部数（定数）と販売店の配達部数（購読部数）との間に大きな乖離があり、これが販売店の経営を圧迫していると判断したためである。

平成 21 年 2 月 1491 部

平成 22 年 3 月 1148 部

平成 25 年 3 月 1743 部（うち原告販売店分は 35 部）

平成 26 年 4 月 2965 部（うち原告販売店分は 90 部）

平成 28 年 2 月 3608 部

イ 一斉減紙の方法

被告は、一斉減紙をする際、各販売店との間で購読部数の確認をすることも、減らす部数について協議することもなく、自らの判断で減紙をする部数を決定していた。

上記アの一斉減紙をした結果、配達する新聞が不足した販売店はなかった。

(6) 佐賀新聞の発行部数の推移（甲 2 2，乙 1 0）

平成 5 年～平成 2 7 年の佐賀新聞の発行部数（A B C 部数）は、別紙 5 のとおりであり、平成 2 0 年までは増加傾向であったが、同年をピークにそれ以降は減少傾向にあった。

平成 2 1 年 1 月の発行部数は 1 4 万 2 7 8 2 部であったが、平成 2 8 年 3 月の発行部数は 1 3 万 3 9 1 6 部であり、8 8 6 6 部減少した。平成 2 2 年～平成 2 7 年における発行部数の増減は、次のとおりである。

年	平成 22	平成 23	平成 24	平成 25	平成 26	平成 27
増減	-1288	+246	+258	-1429	-2276	+114

(7) 折込広告料収入（乙 1 5）

折込広告は、販売店が仕入れる新聞全てに折り込まれるわけではない。折り込まれる部数は、販売店が被告に申告する部数を基に折込会社が算定する「取扱部数」を基準として決まる。

平成 2 5 年度～平成 2 7 年度の原告販売店の折込広告料収入は、次のとおりである。

平成 2 5 年 3 2 0 7 万 6 1 7 9 円

平成 2 6 年 3 0 4 2 万 0 1 8 5 円（前年比 9 4 . 8 4 %）

平成 2 7 年 2 9 2 0 万 9 9 5 2 円（前年比 9 6 . 0 2 %）

原告販売店の折込広告料収入を新聞の仕入部数で除した折込単価は、別紙 2 の 1 ・ 2 の「折込単価」欄のとおり、7 5 0 円～1 0 5 0 円程度である。

(8) 納金遅れ（乙 6）

原告販売店の仕入代金に一部未納が生じたため、被告の販売局長らは、平成 2 3 年 9 月 8 日、原告と面談を行った。

その後、原告販売店には、平成 2 5 年 5 月分、6 月分の納金遅れが発生し

(乙6の6枚目、7枚目の前月末残高欄)、さらにその後も納金不足が頻発した。そこで、被告の販売局長らは、平成26年10月17日に原告と面談し、未納金が信認金を超すような状況になれば、取引が困難になると告げた。

平成27年8月11日に面談を行った際には、未納金は316万3512円となっていた。

(9) 借入れ (甲62～65)

原告は、平成21年4月に原告販売店の経営を始めた時点で約3000万円の借入れがあり、その後も平成22年10月に300万円、平成23年10月に3000万円を借り入れた。この3000万円のうち、1700万円を既存債務の一括返済に充て、1300万円の資金を確保したが、上記(8)のとおり、納金が間に合わなかった。

(10) ABC公査へ向けた準備の指示 (甲36～38, 42)

被告の販売局員である原正則 (以下「原」という。) は、平成27年2月18日、佐賀新聞販売店主により組織される青年部「若登会」の会員に向けた講演を行った。

上記の講演の際に原が使用した「ABCの公査にあたり」と題するレジュメ (甲36) には、ABC公査に向けた準備について、以下の記載がある。

「自店の帳票 (読者台帳・発証台帳) から正確な実配部数を計算して、予備紙数・予備紙率を出します。予備紙率が高ければ実配部数に調整が必要かと思われます。調整の理由としては、ABC部数は透明性の高さが問われ、佐賀新聞部数の信頼度に繋がるからです。」

「通常使用している今年1月分の……帳票をコピーすることが大切です。コピーした帳票が、自店の通常使用している帳票にします。」

「今年1月分の……通常使用している帳票に、調整部数 (読者) を挿入し、順次2月分、3月分、4月分と実際の部数 (動き) の増減 (読者) を記入することで、設定した自然な予備紙率の帳票になります。」

(11) 小城販売店からの減紙の申出の拒絶 (甲 5 1 ~ 5 3, 7 3)

佐賀新聞の販売店である小城販売店は、平成 2 8 年 4 月、被告に対し、4
3 0 部の減紙の申出を行った。しかし、被告はこれに応じず、年間販売目標
で定めた部数を基準に新聞を供給し続けた。小城販売店は減紙の申出に反し
て供給された新聞の代金を支払わなかったため、被告は、小城販売店に債務
不履行があり、信頼関係が破壊されたとして、小城販売店との新聞販売店契
約の更新を拒絶した。

上記の更新拒絶を不服として小城販売店が佐賀地方裁判所に申し立てた仮
処分及び本案訴訟において、被告は、小城販売店が年間販売目標を無視し、
4 3 0 部少ない注文をしたことは、普及努力義務違反 (前提事実(2)イの 4 条
参照) であると主張した。

2 事実認定の補足説明

(1) 購読部数 (前記認定事実(3)) について

被告は、①原告集計表は信用できないし、②原告集計表の平成 2 5 年分
(甲 1 3) の「売上合計」には、配達したが代金を回収していない部数が含
まれていないから、原告販売店における購読部数は原告が主張する数よりも
多いと主張する。

しかし、①について、原告集計表は、税務申告をするために税理士に提出
する資料として作成されたものであるから (原告本人調書 8 7 項)、その性
質上、事実を反映した記載がされていると判断される。被告は、原告販売店
が平成 9 年に追徴課税を受けたこと (甲 7 2) を指摘するが、当時原告販売
店を経営していたのは原告ではないし、原告が経営を始めた平成 2 1 年 4 月
より 1 0 年以上前の出来事であって、原告が過小申告していたことを示すも
のとはいえない。

②について、原告の供述は、これに沿う部分もあるものの、全体として曖
昧であるから (原告本人調書 9 4 項 ~ 1 0 1 項)、その供述をもって、原告

が主張する購読部数に購読料未回収の部数が含まれていないとはいえない。

被告は、⑦被告の従業員に対する原告の過去の発言（甲32の1、乙2）や④原告が被告に提出した書面（乙1）に表れた部数と原告が本件訴訟において主張する部数の間にずれがあることも指摘する。しかし、⑦は、被告に対し自身の窮状を説明する場面の発言であるから、誇張した表現をしている可能性が相当程度存在するし、④について、原告が乙1に記載した部数は被告への提出用に操作した数字であると認められるから（原告本人調書42項～48項）、いずれも原告集計表の信用性を覆すには至らない。かえって、原告が平成27年12月に廃業した時点で被告が販売権を原告から買い取った部数は2430部であって（前記認定事実(3)）、このときの定数（送り部数）である2830部（前記認定事実(2)イの平成27年度の2821部プラス9部）より400部少ないのに対し、原告集計表に基づいて原告が主張する同月時点の実配数は2438部であり、上記の買取部数と近似する。

そうすると、原告集計表の記載は正確であるといえるから、これに基づき購読部数を認定することができる。ただし、原告集計表は、平成26年12月、平成27年5月～8月、同年12月が欠落しているところ、これらの月に関しては、前月の送り部数（定数）から増加した部数について、実配数が増加したものと認定した。

(2) 予備紙率（前記認定事実(3)）について

前提事実(9)イ(ア)のとおり、昭和60年3月19日制定の地区新聞公正取引協議会運営細則（モデル）には、予備紙の割合について、新聞の購読部数の2%を限度とするとの記載があったが、原告が販売店の経営を始める20年以上前に定められたものであるし、原告が販売店の経営を始める10年以上前に削除されており、現在は使用されていない。ABC協会内の公査制度委員会において、正常販売の下では予備紙は読者数の2%を超えることはないとの見解が示されたこともあったが（甲33）、昭和30年代に示されたも

のと認められるところ、現在とは新聞販売を取り巻く状況が大きく異なっている。したがって、これらを根拠とすることはできない。

そうすると、標準的な予備紙の割合を示す適切な基準は見当たらないから、原告販売店の予備紙率については、原告が実際に原告販売店を経営する上で必要としていた予備紙等の部数を明らかにするほかない。

そこで、検討するに、原告販売店には、前記認定事実(4)のとおり、営業紙として毎月100部以上が被告から無償で提供されていた。有償で仕入れるべき予備紙等は、月末の予約紙と月初のおどり紙が各2部～20部、雨濡れや破損等に備えた予備紙が数部であったと原告は主張しており、本人尋問においては、30部くらいで足りるし、予備紙率は2%あれば十分であると供述している(原告本人調書38項～41項)。原告集計表によれば、原告販売店の購読部数は、おおむね2350部～2420部程度であり、その2%は47部～48部程度であるから、上記の原告の主張・供述と整合する。したがって、原告販売店の予備紙率は2%であったと認められる。

被告は、これを否定するが、被告自身、予備紙の必要数については、各販売店の判断に委ねられていると主張しているから、原告が具体的な数字を挙げて、予備紙率が2%で十分であったとしている以上、これを否定する根拠を欠いている。

3 不法行為の成否

(1) 押し紙の有無

ア 平成11年告示の3二に定める押し紙があったか

原告は、前提事実(3)の年間販売目標制度が、平成11年告示の3二の「自己の指示する部数を注文させ」る行為に該当すると主張するので検討する。

前記認定事実(1)アのとおり、年間販売目標の設定に当たっては、被告と販売店が協議し、最終的には販売店が自ら年間の目標定数を記載した書

面を提出するが、次の(ア)～(オ)で述べるとおり、年間の目標定数の決定に際しては、被告による注文部数の指示があったと認められる。

(ア) 部数報告書の記載

前記認定事実(1)イのとおり、販売店は、被告に対し、毎月初めに部数報告書を提出しているところ、その内容が実際の購読者の増減を忠実に反映していれば、前提事実(3)①のとおり年間販売目標の基準となる前年度3月の定数も、購読部数を反映した数字となるはずである。

しかし、前記認定事実(5)のとおり、平成21年以降、被告が複数回にわたって一斉減紙を行い、突然、部数報告書に記載された部数よりも少ない部数の新聞しか供給しなかったにもかかわらず、配達に支障が生じた販売店は存在しなかった。そうすると、各販売店は、購読部数よりも多い部数を部数報告書に記載していたと判断される。

前記認定事実(2)アのとおり、平成22年度～平成27年度の6年度における販売店の年間の報告部数の合計は、当該年度の年間の目標定数の合計を下回っている年が多いが、販売店は全部で86店（うち年間販売目標のある販売店は70店あまり）であるから、1店当たりの未達成部数は、最も多い年度でも平均で3部に満たない。前提事実(3)④のとおり、補助金が減額されるのは未達成部数が2部（8月と1月は4部）を超す場合であるから、上記の程度の未達成部数があることは、部数報告書に記載された部数が購読部数より多いことを否定するに足りる事情とはいえない。前記認定事実(2)イ（別紙4）のとおり、原告販売店も、毎月、おおむね上記の増減枠の範囲内の部数を報告している。

他方、販売店の平成22年度（4月～翌年3月）の報告部数の合計は800部を超えるが（上記の6年度の中で最多）、前記認定事実(6)のとおり、同年（1月～12月）において佐賀新聞の発行部数（ABC部数）は1300部近く減少している。平成26年度においては、報告部数の

合計は400部近いが（上記の6年度の中で最少）、前記認定事実(6)のとおり、同年において佐賀新聞の発行部数（ABC部数）は2300部近く減少している。集計する12か月間にずれがあり、報告部数の合計に年間販売目標のない小規模部数店の部数が入っていないと考えられるため正確な比較は困難であるが、上記のような報告部数の合計と発行部数の乖離状況からみると、各販売店の報告部数が実際の購読部数を示しているとは考え難い。発行部数の減少に一斉減紙の影響があるとしても、前記認定事実(5)アのとおり、被告が自らの判断で1回当たり1000部を超える一斉減紙を繰り返す状況下にありながら、販売店が自らの判断で、毎年度、合計で330部～860部程度の増紙目標を掲げ、これに近い合計390部～800部程度の増紙実績があったと報告していること自体が不自然であって、多くの販売店が年間販売目標に従った過大な部数報告をしていること、年間販売目標自体が過大に設定されていることを示しているといえる。

過大な目標に従った過大な部数を報告し注文するという不合理な行動を多くの販売店がとっているということは、そこに何らかの強制の契機があることを推認させる。

(イ) 年間販売目標に反した注文への対応

前記認定事実(11)のとおり、被告は、小城販売店から430部の減紙の申出がされた際、年間販売目標に反する注文は普及努力義務に反するとして、年間販売目標に従った供給を続けた。

原告販売店の販売担当員であった武富一也も、購読者が減少し、残紙が増えたとしても、供給部数を減らすのではなく、販売店が購読者を増やす努力をするよう助言していたと証言している（証人武富調書123項～124項）。

したがって、被告は、販売店が年間販売目標に従った仕入れをするこ

とを当然の前提としていたといえる。

(ウ) 一斉減紙

前記認定事実(1)アのとおり、目標定数は、年間の累計では必ず0部以上にする必要があり、原告販売店でも、前記認定事実(2)イのとおり、年間の目標定数は常に増紙となっていた。前記認定事実(2)アのとおり、販売店の合計数でみても、増紙の注文が続けられていた。

他方、前記認定事実(6)のとおり、佐賀新聞の発行部数（ABC部数）は、平成21年以降は減少傾向にあったから、年間の目標定数どおりの注文を販売店が続けると、購読部数と注文部数の間に大きな差が生じることになる。前記認定事実(5)アのとおり、平成21年2月から平成28年2月に行われた一斉減紙の合計は1万0955部に及んでおり、実際に購読部数と注文部数との間に大きな乖離が生じていたし、被告は、各販売店に、その経営を圧迫するほど残紙が大量にあることを把握していた。

販売店が購読部数に応じた部数を注文することができるのであれば、被告が販売店の救済のために一斉減紙を実施する必要はない。販売店の注文部数には、被告による拘束があったとみるほかはない。

(エ) 原告販売店の経営状況

前記認定事実(3)のとおり、原告販売店の実配数は、別紙1の2の「実配数」欄のとおりであった。そうすると、原告販売店では、定数（送り部数）が実配数を300部～500部程度上回っており、この部分の購読料を得ることができない。仕入部数が増えることにより折込広告料収入が増えるものの、前記認定事実(7)のとおり、原告販売店の折込広告料収入は減少傾向にあった上、原告販売店の折込単価は750円～1050円程度であった。これは、新聞1部当たりの仕入代金1692円の半分程度であるから、購読料を得ることができない新聞の仕入れが増えれ

ば損害が拡大する。それにもかかわらず、前記認定事実(8)、(9)のとおり、原告は、銀行からの借入を繰り返してまで仕入代金を支払っている。原告がこのような不利益な仕入を自らの判断で行っているとは考え難い。

被告は、成績不振を隠したいなどの理由により、原告が自ら過大な注文をした可能性を指摘する。しかし、販売成績不良が販売店契約の解除原因になるとはいえ（前提事実(2)イ）、上記のように負担が大きい余剰な新聞の仕入を、借金を繰り返してまでする動機としては不十分である。

(オ) 検討

上記(ア)～(エ)のとおり、原告販売店は、佐賀新聞の発行部数（読者数）が減少する中、他の販売店と同様に、この流れに逆行する増紙の年間販売目標を掲げ続け、目標に近い増紙実績の報告をし、過剰な仕入によって毎月数百部に及ぶ残紙を抱えながら、借金をしてその仕入代金を払ってきた。他方、被告は、販売店に対し、年間販売目標に従った注文をするよう求め、残紙が販売店の経営を圧迫していることについては、自ら時期と部数を決める一斉減紙で対応し、個別の減紙の申出には応じなかった。

前記認定事実(1)アのとおり、年間販売目標の設定に当たっては、被告の販売担当員が各販売店を訪れて協議をしているところ、その結果、各販売店がこぞって、上記のとおり発行部数の減少に逆行する増紙の年間販売目標を掲げ、それに沿った部数の注文をしていたのであれば、そこには、被告による指示があったと理解するのが自然であり、かつ合理的である。

イ 他の要件について

前記認定事実(5)アのとおり、被告は、販売店に大量の残紙があることを

認識していたから、自己の指示する部数を原告に注文させたことに正当かつ合理的な理由は認められない。

被告は、上記の行為により、原告に経済的な不利益を与えたと認められる。

5 ウ まとめ

被告の原告に対する新聞の供給行為には、独禁法違反（押し紙）があったと認められる。

(2) 被告による押し紙が不法行為に該当するか

10 前記認定事実(10)のとおり、原は、販売店を対象とする勉強会において、A B C公査に備え、販売店が通常使用している帳票類をコピーして、調整部数（読者）を挿入することにより、自然な予備紙率の帳票にするという方法を紹介しているから、本来は存在しない読者を書き込んで購読者を水増しすることを教示したと理解される。

15 原は、上記の教示の理由について、未収金の部数が発覚することは販売店にとって不名誉であるからと証言する（証人原調書13項）。しかし、原がこのとき使用したレジュメ（甲36）には、予備紙率が高い場合に購読部数の調整が必要となる理由として、A B C部数は透明性の高さが問われ、佐賀新聞部数の信頼度に繋がると記載されているから、A B C部数と購読部数との差が大きすぎると問題となるために、予備紙数を減らす方法を教示したと理解するのが自然である。被告にとって広告収入は重要な収入の柱であるから（証人江口調書47項）、被告には、広告主により多くの広告を出してもらえるよう、A B C部数を多く見せる動機がある。原の教示は、販売店に大量の残紙があることを発覚させないための指示であったとみるほかはない。

20 上記の原の証言は、信用することができない。

25 被告は、独禁法に違反して、原告に対し、毎年増紙を指示し続け、購読料収入を得ることができない数百部に及ぶ不要な新聞を仕入れさせ、その代金

を支払わせ続けた。被告の行為は、原告を含む販売店の経済的利益を犠牲にして、自身の売上げを増加させるとともに、ABC部数を増加させることによって広告収入を増加させることを意図したものと認められる。これは、社会通念上許容されない行為であり、原告の権利を侵害するものであるから、
5 不法行為に該当する。

4 不当利得の成否

(1) 公序良俗違反の有無

原告は、被告による押し紙について、広告主に対する詐欺の手段に使われていることや暴利行為に当たることなどから公序良俗に反すると主張する。

10 しかし、広告主との関係で部数を水増ししているからといって、直ちに原告と被告との間の供給契約が公序良俗に反することにはならないし、別紙1の2のとおり、押し紙の部数は仕入部数全体の10.5%～17.5%程度であり、これを仕入れてもなお、原告販売店の経営により、原告とその家族には毎年1360万円～1660万円程度の所得があったこと（甲16～22）
15 からして、暴利行為ということはできない。その他の事情を考慮しても、押し紙の供給契約が公序良俗に反するとは認められない。

(2) 強迫の成否

被告が原告の減紙の申出に応じないこと自体を強迫行為とみることはできないし、被告の販売局長の「これ以上納金の遅れが続き、その金額が信認金を超えれば改廃になる」との発言は、本件契約の内容を話したものであり、
20 押し紙相当部数を仕入れるという意思表示をさせる行為とは認められない。被告による強迫があったとは認められない。

(3) まとめ

被告に法律上の原因のない利得があるとは認められないから、原告の不当
25 利得返還請求には理由がない。

5 債務不履行（信義則上の付随義務違反）の有無

原告は、本件契約に基づく3つの付随義務の違反が被告にあったと主張するので、検討する。

(1) 適切な部数を供給する義務について

5 原告は、販売店の規模に応じた適切な部数の新聞を供給する義務を被告が負うと主張する。しかし、本件契約は、原告が注文した部数を被告が供給するという契約であるから、被告が負うのは注文部数に従って新聞を供給する義務であり、原告が主張する上記の義務を契約上負うとは認められない。

(2) 押し紙をしない義務について

10 前提事実(8)アのとおり、独禁法は、事業者に対し不公正な取引を用いることを禁じているところ、これは、一般消費者の利益を確保するとともに国民経済の民主的で健全な発達を促進することを目的とする同法が事業者課す公法上の義務であると理解される（同法1条参照）。しかるところ、本件契約により、同法によって被告が負う公法上の義務が原告に対する契約上の義務となったとは認められない。

15 (3) 適切なコンプライアンス体制の構築義務について

原告は、押し紙に関するコンプライアンス体制を構築する義務が被告にあると主張するが、本件契約は新聞の供給契約であり、これに付随して社内の体制作りに係る義務が被告に発生するとは認められない。

(4) まとめ

20 以上のとおり、原告が主張する信義則上の付随義務はいずれも認められないから、債務不履行に基づく原告の請求は理由がない。

6 消滅時効の成否

25 上記3のとおり、被告には不法行為が成立するところ、本件訴えの提起日である平成28年7月31日時点で発生から3年を経過している平成25年7月30日以前に支払った押し紙の仕入代金に相当する損害賠償請求権は、時効により消滅している。

原告は、①消滅時効の起算点は、原告が損害を知ったときである本件訴えの提起時である、②被告の消滅時効の援用は権利濫用であると主張する。

しかし、①について、原告は、押し紙による損害が発生していることを当初から認識していたと認められる。②について、被告が殊更に原告による権利行使を妨害したとは認められないから、消滅時効の援用が権利濫用であるとは認められない。

原告の主張は、いずれも採用することができない。

7 損害

上記3のとおり、被告による押し紙は不法行為となるところ、以下、これによる原告の損害について検討する。

(1) 押し紙の仕入代金

ア 損害額

上記6のとおり、平成25年7月30日以前に支払った押し紙の仕入代金に係る損害賠償請求権は、時効により消滅している。もっとも、前提事実(2)イのとおり、本件契約において、仕入代金の支払日は当月末日までであるから、平成25年7月分の仕入代金の支払日は同月31日までである。同月末時点において未納金は存在しないものの(乙6の8枚目)、前記認定事実(8)のと通りの納金遅れの状況からして、原告が約定支払日に先立って支払をしたとは認め難いから、同月分の押し紙の仕入代金に係る損害賠償請求権が時効により消滅したとは認められない。

平成25年7月～平成27年12月の押し紙の部数は、別紙1の2のとおり合計1万2406部であり、仕入代金は1部当たり1692円であるから(乙6)、この期間の押し紙の仕入代金は、合計2099万0952円(1万2406部×1692円)である。

イ 損益相殺

(ア) 折込広告料

前記認定事実(7)のとおり、折込広告の部数は、被告から販売店に対する供給部数を基準として決められるから、押し紙の部数に対応する折込広告料収入は、損益相殺の対象とすべきである。原告は、押し紙によって増えた折込広告料は広告主に返還されるべきものであり、損益相殺の対象とすべきではないと主張するが、現在もこの利益を保持している以上、原告の主張は、上記の判断を左右しない。

折込広告の種類、数量、単価は、季節や月などによって変動する（争いのない事実）ため、損益相殺すべき金額は、1か月の折込広告料を販売店の仕入部数で除した「折込広告単価」を算出し、それに押し紙の部数を乗じて算定するのが合理的である。

原告販売店における送り部数と実配数は、別紙1の2のとおりであるから、押し紙があることにより原告が得た平成25年7月～平成27年12月の折込広告料収入は、別紙2の2の⑤欄のとおり合計1129万3080円と認められ、これが損益相殺すべき金額となる。

(イ) 補助金

補助金の内訳は、前提事実(5)のとおり、①労務対策費、②地域対策費、③経営対策費、④郵送補助、⑤超過調整費であるところ、このうち仕入部数の増減に応じて変動する③と⑤について、損益相殺すべきかを検討する。

③については、平成27年度から、各月の増減数に300円を乗じて前月の金額に加算ないし減算する制度が導入された（乙8）。乙6によれば、同年度以降に原告に支給された経営対策費の金額は、別紙3の2の④欄のとおりであったところ、上記の制度における計算によれば、原告販売店の実配数（別紙1の2参照）により計算した場合の経営対策費の金額は、別紙3の2の⑤欄のとおりであったから、2万3400円余計に支給されていたと認められる。

⑤は、当年度における目標部数（累積）と増減数（累積）の差によって算定される。被告による押し紙は、平成25年7月に一度に発生したものではないから（別紙1の2参照）、同年8月の押し紙の部数を除いた部数は、前月までの押し紙の部数を除いた部数からの増減数で算定するのが実態に沿う。既に認定したとおり、原告販売店の実配数は別紙1の2の「実配数」欄のとおりであり、目標定数は別紙4のとおりであるから、平成25年度における増減数は別紙6のとおりとなり、同年度は2万9000円の超過調整費が支給されるべきであったと認められる。さらに、別紙3の2の⑫欄のとおり、原告販売店の超過調整費として、平成26年度は21万8000円が支給されるべきであり、平成27年度は3万0500円が控除されるべきであったことになる。ところが、被告は、平成25年7月以降、原告販売店について、超過調整費として6000円を控除したのみである（乙6）。そうすると、押し紙があることによって原告に余計に支払われた超過調整費があるとは認められず、むしろ、押し紙がなければ、原告には21万6500円の超過調整費が支給されたと認められる。

被告は、超過調整費は経営対策費に含まれると主張しているので、両者を合算すると、原告は、押し紙を仕入れなかった方が、より多くの補助金を得られたことになる。

したがって、押し紙を仕入れたことによって原告に支払われた補助金があるとは認められないから、補助金を損益相殺することはできない。

ウ 損益相殺後の損害額

以上によれば、押し紙の仕入代金に関する原告の損害として認められるのは、969万7872円（上記アの2099万0952円－上記イ(ア)の1129万3080円）となる。

(2) 逸失利益

ア 認定事実

証拠（甲49, 70, 72, 後掲のもの）及び弁論の全趣旨によれば、次の事実が認められる。

(ア) 原告の母による販売店の経営

原告の母は、平成9年4月に夫が死亡したことに伴い、夫が行っていた原告販売店の経営を引き継ぎ、原告はその専従者となった。この時点で、販売店の什器備品のリース料、自動車ローン、教育ローン等の負債が約1400万円～1500万円存在した。平成9年に税務調査が入り、約900万円の追徴課税を命じられた。平成14年には倉庫を増築したため、その建築費用が必要となった。平成16年4月、自宅兼店舗の土地・建物に極度額1400万円の根抵当権を設定し、融資を受けた。

原告の母が経営を引き継いだ時点では押し紙はなく、数年間は、毎年増紙目標部数を超える新規契約を獲得することができていた。しかし、次第に押し紙が増えていった。

(イ) 原告による販売店の経営

平成21年4月から原告が原告販売店の経営を引き継いだ。この時点で、別紙1の2のとおり287部の押し紙があった。負債は3000万円程度存在した。

平成22年に上記(ア)の根抵当権の極度額を1700万円に増額し、融資を受けた。平成23年には極度額を3000万円に増額し、1700万円の借金を一括返済した上で、新たに1300万円の資金を確保した。他にも複数の金融機関から追加融資を受けた。

しかし、その後も経営状況は改善せず、平成26年9月頃には、銀行から追加融資を受けても、返済の見通しが全く立たない状況となった。

平成27年4月には所得税と消費税を支払うことができず、同年8月には仕入代金が全く支払えない状況となり、同年9月に銀行から借り増し

したが（甲64）、すぐに資金ショートを起こした。

(ウ) 原告販売店の収益状況（甲16～21，乙9の1・2）

平成22年～平成27年の原告の所得，原告の妻及び母の専従者給与の金額は，次のとおりであった（金額の単位は円）。

	原告の所得	母の給与	妻の給与	合計
平成22年	10,165,259	4,550,000	1,300,000	16,015,259
平成23年	7,860,349	4,900,000	1,400,000	14,160,349
平成24年	10,151,617	2,100,000	1,400,000	13,651,617
平成25年	11,237,239	2,100,000	1,400,000	14,737,239
平成26年	13,137,281	2,100,000	1,400,000	16,637,281
平成27年	10,179,947	2,500,000	1,800,000	14,479,947

(エ) 原告の廃業時の負債額

原告が原告販売店を廃業した平成27年12月末時点において，負債は約4900万円であった。

イ 押し紙と廃業との因果関係

原告は，廃業までに支払った押し紙の仕入代金が約5600万円，廃業時の負債残高が約4900万円であり，原告の借入れは押し紙の仕入代金を工面するために行われたから，押し紙の仕入代金の支払がなければ廃業には至らなかったと主張する。

しかし，上記ア(イ)のとおり，原告が母から経営を引き継いだ時点で，既に3000万円の負債があった。原告は，押し紙の仕入代金を支払うための負債であったと主張するが，負債の原因は上記ア(ア)のとおりであるし，経営を圧迫するほど大量の押し紙があったことを認めるに足る証拠もない。

上記ア(ウ)のとおり，押し紙の分を含む仕入代金を支払っても，原告は，原告販売店の経営により，年間1360万円～1660万円程度の世帯

所得を得ていた。これに対し、借入金の返済額は、原告が経営を引き継いだ直後の平成21年4月～12月が合計約768万円であり、その後も金額が増え、毎年1000万円を超えるような状況になったと原告は主張している（第8準備書面と第9準備書面）。この支払が経営を圧迫したと考えられるから、母から引き継いだ多額の借入金の返済がなければ、原告は、原告販売店の健全な経営が可能であったと認められる。

そうすると、原告が、押し紙の仕入代金を支払うために借入れを行い、その返済の負担によって廃業を余儀なくされたとは認められない。

また、上記(1)イ(ア)のとおり、押し紙があったために折込広告料収入が増えており、原告が主張する押し紙の仕入代金約5600万円の半分程度は、これにより補填されていた可能性が高いから、負債残高との比較で当然に廃業との因果関係が認められるものでもない。

以上のとおりであるから、廃業による逸失利益は、被告の不法行為による損害とは認められない。

(3) 慰謝料

原告が主張する精神的苦痛は、原告販売店を廃業したことによるものであるところ、上記(2)のとおり、押し紙と廃業との因果関係は認められないから、慰謝料請求は認められない。

(4) 弁護士費用

事案の難易、請求額、認容された額その他諸般の事情を斟酌すれば、97万円を、被告の不法行為と相当因果関係がある弁護士費用と認める。

(5) まとめ

以上によれば、原告の損害額は、合計1066万7872円（上記(1)ウの969万7872円＋上記(4)の97万円）と認められる。

第4 結論

原告の請求は、1066万7872円及びこれに対する不法行為の後（訴状



送達の日の翌日) である平成28年9月1日からの遅延損害金の支払を求める
限度で理由があるからこれを認容し, その余は理由がないから棄却することと
し, 主文のとおり判決する。仮執行免脱宣言の申立てについては, 必要がない
ので却下する。

5

佐賀地方裁判所民事部

裁判長裁判官

達野やま 

10

裁判官

野口宏明 

裁判官岩田瑤子は, 転補のため署名押印することができない。

15

裁判長裁判官

達野やま 

別紙1の1

	定数 (送り部数)	実配数 (予備紙2%含)	押し紙	押し紙率 押し紙÷定数(送り部数)	押し紙による損害 金額 (原価 1,692円)
平成21年4月	2,749	2,462	287	10.44%	485,604
平成21年5月	2,753	2,460	293	10.64%	495,756
平成21年6月	2,756	2,461	295	10.70%	499,140
平成21年7月	2,762	2,462	300	10.86%	507,600
平成21年8月	2,769	2,460	309	11.16%	522,828
平成21年9月	2,772	2,463	309	11.15%	522,828
平成21年10月	2,775	2,463	312	11.24%	527,904
平成21年11月	2,777	2,464	313	11.27%	529,596
平成21年12月	2,780	2,468	312	11.22%	527,904
H21小計	24,893	22,163	2,730		4,619,160
平成22年1月	2,786	2,462	324	11.63%	548,208
平成22年2月	2,790	2,459	331	11.86%	560,052
平成22年3月	2,790	2,461	329	11.79%	556,668
平成22年4月	2,793	2,463	330	11.82%	558,360
平成22年5月	2,796	2,465	331	11.84%	560,052
平成22年6月	2,799	2,466	333	11.90%	563,436
平成22年7月	2,802	2,465	337	12.03%	570,204
平成22年8月	2,807	2,470	337	12.01%	570,204
平成22年9月	2,810	2,466	344	12.24%	582,048
平成22年10月	2,813	2,468	345	12.26%	583,740
平成22年11月	2,816	2,468	348	12.36%	588,816
平成22年12月	2,819	2,471	348	12.34%	588,816
H22小計	33,621	29,584	4,037		6,830,604
平成23年1月	2,824	2,397	427	15.12%	722,484
平成23年2月	2,827	2,404	423	14.96%	715,716
平成23年3月	2,830	2,394	436	15.41%	737,712
平成23年4月	2,833	2,404	429	15.14%	725,868
平成23年5月	2,839	2,400	439	15.46%	742,788
平成23年6月	2,843	2,398	445	15.65%	752,940
平成23年7月	2,847	2,399	448	15.74%	758,016
平成23年8月	2,855	2,408	447	15.66%	756,324
平成23年9月	2,862	2,401	461	16.11%	780,012
平成23年10月	2,864	2,392	472	16.48%	798,624
平成23年11月	2,867	2,399	468	16.32%	791,856
平成23年12月	2,870	2,407	463	16.13%	783,396
H23小計	34,161	28,803	5,358		9,065,736
平成24年1月	2,878	2,395	483	16.78%	817,236
平成24年2月	2,881	2,388	493	17.11%	834,156
平成24年3月	2,884	2,389	495	17.16%	837,540
平成24年4月	2,887	2,390	497	17.22%	840,924
平成24年5月	2,890	2,391	499	17.27%	844,308
平成24年6月	2,893	2,389	504	17.42%	852,768
平成24年7月	2,896	2,390	506	17.47%	856,152
平成24年8月	2,903	2,394	509	17.53%	861,228
平成24年9月	2,906	2,391	515	17.72%	871,380
平成24年10月	2,907	2,393	514	17.68%	869,688
平成24年11月	2,908	2,394	514	17.68%	869,688
平成24年12月	2,909	2,398	511	17.57%	864,612
H24小計	34,742	28,702	6,040		10,219,680

	定数 (送り部数)	実配数 (平備紙2%含)	押し紙	押し紙率 押し紙/定数(送り部数)	押し紙による損害 金額 (原価 1,692円)
平成25年1月	2,910	2,402	508	17.46%	859,536
平成25年2月	2,911	2,394	517	17.76%	874,764
平成25年3月	2,876	2,394	482	16.76%	815,544
平成25年4月	2,877	2,391	486	16.89%	822,312
平成25年5月	2,878	2,390	488	16.96%	825,696
平成25年6月	2,879	2,386	493	17.12%	834,156
平成25年7月	2,880	2,385	495	17.19%	837,540
平成25年8月	2,884	2,391	493	17.09%	834,156
平成25年9月	2,887	2,386	501	17.35%	847,692
平成25年10月	2,890	2,395	495	17.13%	837,540
平成25年11月	2,892	2,416	476	16.46%	805,392
平成25年12月	2,893	2,432	461	15.94%	780,012
H25小計	34,657	28,762	5,895		9,974,340
平成26年1月	2,901	2,416	485	16.72%	820,620
平成26年2月	2,901	2,408	493	16.99%	834,156
平成26年3月	2,908	2,418	490	16.85%	829,080
平成26年4月	2,814	2,426	388	13.79%	656,496
平成26年5月	2,815	2,428	387	13.75%	654,804
平成26年6月	2,816	2,425	391	13.88%	661,572
平成26年7月	2,817	2,424	393	13.95%	664,956
平成26年8月	2,824	2,430	394	13.95%	666,648
平成26年9月	2,821	2,431	390	13.82%	659,880
平成26年10月	2,819	2,434	385	13.66%	651,420
平成26年11月	2,818	2,433	385	13.66%	651,420
平成26年12月	2,819	2,434	385	13.66%	651,420
H26小計	34,073	29,107	4,966		8,402,472
平成27年1月	2,819	2,452	367	13.02%	620,964
平成27年2月	2,820	2,446	374	13.26%	632,808
平成27年3月	2,821	2,451	370	13.12%	626,040
平成27年4月	2,822	2,453	369	13.08%	624,348
平成27年5月	2,823	2,444	379	13.43%	641,268
平成27年6月	2,824	2,445	379	13.42%	641,268
平成27年7月	2,825	2,446	379	13.42%	641,268
平成27年8月	2,826	2,447	379	13.41%	641,268
平成27年9月	2,827	2,442	385	13.62%	651,420
平成27年10月	2,828	2,434	394	13.93%	666,648
平成27年11月	2,829	2,437	392	13.86%	663,264
平成27年12月	2,830	2,438	392	13.85%	663,264
H27小計	33,894	29,335	4,559		7,713,828

合計	230,041	196,456	33,585	56,825,820
小計(H25~27)	102,624	87,204	15,420	26,090,640

別紙1の2

	定数 (送り部数)	実配数 (予備紙2%含)	押し紙	押し紙率 押し紙／定数(送り部数)
平成21年4月	2,749	2,462	287	10.44%
平成21年5月	2,753	2,460	293	10.64%
平成21年6月	2,756	2,461	295	10.70%
平成21年7月	2,762	2,462	300	10.86%
平成21年8月	2,769	2,460	309	11.16%
平成21年9月	2,772	2,463	309	11.15%
平成21年10月	2,775	2,463	312	11.24%
平成21年11月	2,777	2,464	313	11.27%
平成21年12月	2,780	2,468	312	11.22%
H21小計	24,893	22,163	2,730	
平成22年1月	2,786	2,462	324	11.63%
平成22年2月	2,790	2,459	331	11.86%
平成22年3月	2,790	2,461	329	11.79%
平成22年4月	2,793	2,463	330	11.82%
平成22年5月	2,796	2,465	331	11.84%
平成22年6月	2,799	2,466	333	11.90%
平成22年7月	2,802	2,465	337	12.03%
平成22年8月	2,807	2,470	337	12.01%
平成22年9月	2,810	2,466	344	12.24%
平成22年10月	2,813	2,468	345	12.26%
平成22年11月	2,816	2,468	348	12.36%
平成22年12月	2,819	2,471	348	12.34%
H22小計	33,621	29,584	4,037	
平成23年1月	2,824	2,397	427	15.12%
平成23年2月	2,827	2,404	423	14.96%
平成23年3月	2,830	2,394	436	15.41%
平成23年4月	2,833	2,404	429	15.14%
平成23年5月	2,839	2,400	439	15.46%
平成23年6月	2,843	2,398	445	15.65%
平成23年7月	2,847	2,399	448	15.74%
平成23年8月	2,855	2,408	447	15.66%
平成23年9月	2,862	2,401	461	16.11%
平成23年10月	2,864	2,392	472	16.48%
平成23年11月	2,867	2,399	468	16.32%
平成23年12月	2,870	2,407	463	16.13%
H23小計	34,161	28,803	5,358	
平成24年1月	2,878	2,395	483	16.78%
平成24年2月	2,881	2,388	493	17.11%
平成24年3月	2,884	2,389	495	17.16%
平成24年4月	2,887	2,390	497	17.22%
平成24年5月	2,890	2,391	499	17.27%
平成24年6月	2,893	2,389	504	17.42%
平成24年7月	2,896	2,390	506	17.47%
平成24年8月	2,903	2,394	509	17.53%
平成24年9月	2,906	2,391	515	17.72%
平成24年10月	2,907	2,393	514	17.68%
平成24年11月	2,908	2,394	514	17.68%
平成24年12月	2,909	2,398	511	17.57%
H24小計	34,742	28,702	6,040	

	定数 (送り部数)	実配数 (予備紙2%含)	押し紙	押し紙率 押し紙／定数(送り部数)
平成25年1月	2,910	2,402	508	17.46%
平成25年2月	2,911	2,394	517	17.76%
平成25年3月	2,876	2,394	482	16.76%
平成25年4月	2,877	2,391	486	16.89%
平成25年5月	2,878	2,390	488	16.96%
平成25年6月	2,879	2,386	493	17.12%
平成25年7月	2,880	2,385	495	17.19%
平成25年8月	2,884	2,391	493	17.09%
平成25年9月	2,887	2,386	501	17.35%
平成25年10月	2,890	2,395	495	17.13%
平成25年11月	2,892	2,416	476	16.46%
平成25年12月	2,893	2,432	461	15.94%
H25小計	34,657	28,762	5,895	
平成26年1月	2,901	2,416	485	16.72%
平成26年2月	2,901	2,408	493	16.99%
平成26年3月	2,908	2,418	490	16.85%
平成26年4月	2,814	2,426	388	13.79%
平成26年5月	2,815	2,428	387	13.75%
平成26年6月	2,816	2,425	391	13.88%
平成26年7月	2,817	2,424	393	13.95%
平成26年8月	2,824	2,430	394	13.95%
平成26年9月	2,821	2,431	390	13.82%
平成26年10月	2,819	2,434	385	13.66%
平成26年11月	2,818	2,433	385	13.66%
平成26年12月	2,819	2,434	385	13.66%
H26小計	34,073	29,107	4,966	
平成27年1月	2,819	2,452	367	13.02%
平成27年2月	2,820	2,446	374	13.26%
平成27年3月	2,821	2,451	370	13.12%
平成27年4月	2,822	2,453	369	13.08%
平成27年5月	2,823	2,454	369	13.07%
平成27年6月	2,824	2,455	369	13.07%
平成27年7月	2,825	2,456	369	13.06%
平成27年8月	2,826	2,457	369	13.06%
平成27年9月	2,827	2,442	385	13.62%
平成27年10月	2,828	2,434	394	13.93%
平成27年11月	2,829	2,437	392	13.86%
平成27年12月	2,830	2,438	392	13.85%
H27小計	33,894	29,375	4,519	

別紙2の1

		①	②	③	④	⑤	備考
		注文部数	折込収入(乙15)	折込単価(②/①)	原告主張の「押し紙」数	原告が折込広告により得ていた利益(③×④)	
平成25年	1月	2910		¥909	508	¥461,772	平成25年1月は原告販売店にて管理していた広告料もあるため、折込単価を平成25年の1月を除く月の平均にて算定
	2月	2911	¥2,207,609	¥758	517	¥392,076	
	3月	2876	¥3,023,035	¥1,051	482	¥506,642	
	4月	2877	¥2,650,205	¥921	486	¥447,688	
	5月	2878	¥2,396,196	¥833	488	¥406,304	
	6月	2879	¥2,413,192	¥838	493	¥413,235	
	7月	2880	¥2,832,941	¥984	495	¥486,912	
	8月	2884	¥2,503,099	¥868	493	¥427,888	
	9月	2887	¥2,626,773	¥910	501	¥455,841	
	10月	2890	¥2,638,340	¥913	495	¥451,896	
	11月	2892	¥2,773,499	¥959	476	¥456,496	
	12月	2893	¥2,797,930	¥967	461	¥445,851	
平成26年	1月	2901	¥2,895,235	¥998	485	¥484,036	
	2月	2901	¥2,569,911	¥886	493	¥436,734	
	3月	2908	¥2,978,858	¥1,024	490	¥501,940	
	4月	2814	¥2,352,895	¥836	388	¥324,422	
	5月	2815	¥2,412,933	¥857	387	¥331,725	
	6月	2816	¥2,409,198	¥856	391	¥334,516	
	7月	2817	¥2,694,851	¥957	393	¥375,959	
	8月	2824	¥2,249,444	¥797	394	¥313,839	
	9月	2821	¥2,466,849	¥874	390	¥341,039	
	10月	2819	¥2,676,111	¥949	385	¥365,485	
	11月	2818	¥2,606,692	¥925	385	¥356,131	
	12月	2819	¥2,802,656	¥994	385	¥382,768	
平成27年	1月	2819	¥2,609,667	¥926	367	¥339,747	
	2月	2820	¥2,176,808	¥772	374	¥288,697	
	3月	2821	¥2,962,081	¥1,050	370	¥388,504	
	4月	2822	¥2,459,848	¥872	369	¥321,646	
	5月	2823	¥2,279,915	¥808	379	¥306,088	
	6月	2824	¥2,337,098	¥828	379	¥313,654	
	7月	2825	¥2,787,060	¥987	379	¥373,910	
	8月	2826	¥2,217,350	¥785	379	¥297,373	
	9月	2827	¥2,521,534	¥892	385	¥343,400	
	10月	2828	¥2,693,529	¥952	394	¥375,265	
	11月	2829	¥2,379,812	¥841	392	¥329,758	
	12月	2830	¥2,711,768	¥958	392	¥375,623	

別紙2の2

	①		②	③	④	⑤		備考
	注文部数	折込収入(乙15)				折込単価(②/①)	押し紙数	
平成25年	1月							
	2月							
	3月							
	4月							
	5月							
	6月							
	7月	2880	¥2,832,941	¥984	495	¥486,912		
	8月	2884	¥2,503,099	¥868	493	¥427,888		
	9月	2887	¥2,626,773	¥910	501	¥455,841		
	10月	2890	¥2,638,340	¥913	495	¥451,896		
	11月	2892	¥2,773,499	¥959	476	¥456,496		
	12月	2893	¥2,797,930	¥967	461	¥445,851	平成25年7月～12月計: ¥2,724,884	
平成26年	1月	2901	¥2,895,235	¥998	485	¥484,036		
	2月	2901	¥2,569,911	¥886	493	¥436,734		
	3月	2908	¥2,978,858	¥1,024	490	¥501,940		
	4月	2814	¥2,352,895	¥836	388	¥324,422		
	5月	2815	¥2,412,933	¥857	387	¥331,725		
	6月	2816	¥2,409,198	¥856	391	¥334,516		
	7月	2817	¥2,694,851	¥957	393	¥375,959		
	8月	2824	¥2,249,444	¥797	394	¥313,839		
	9月	2821	¥2,466,849	¥874	390	¥341,039		
	10月	2819	¥2,676,111	¥949	385	¥365,485		
	11月	2818	¥2,606,692	¥925	385	¥356,131		
	12月	2819	¥2,802,656	¥994	385	¥382,768	平成26年計: ¥4,548,594	
平成27年	1月	2819	¥2,609,667	¥926	367	¥339,747		
	2月	2820	¥2,176,808	¥772	374	¥288,697		
	3月	2821	¥2,962,081	¥1,050	370	¥388,504		
	4月	2822	¥2,459,848	¥872	369	¥321,646		
	5月	2823	¥2,279,915	¥808	369	¥298,012		
	6月	2824	¥2,337,098	¥828	369	¥305,379		
	7月	2825	¥2,787,060	¥987	369	¥364,044		
	8月	2826	¥2,217,350	¥785	369	¥289,527		
	9月	2827	¥2,521,534	¥892	385	¥343,400		
	10月	2828	¥2,693,529	¥952	394	¥375,265		
	11月	2829	¥2,379,812	¥841	392	¥329,758		
	12月	2830	¥2,711,768	¥958	392	¥375,623	平成27年計: ¥4,019,602	

(別紙4) 月別目標定数及び実際の定数増減

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
平成23年度													
目標定数		3	3	3	3	5	3	3	3	3	5	3	40
実際の定数		3	6	4	4	8	7	2	3	3	8	3	54
平成24年度													
目標定数		3	3	3	3	5	3	3	3	3	5	3	40
実際の定数		3	3	3	3	7	3	1	1	1	1	0	27
平成25年度													
目標定数		1	1	1	1	5	1	1	1	2	5	1	25
実際の定数		1	1	1	1	4	3	3	2	1	8	0	32
平成26年度													
目標定数		0	1	1	1	2	0	0	1	1	1	1	10
実際の定数		-4	1	1	1	7	-3	-2	-1	1	0	1	3
平成27年度													
目標定数		1	1	1	1	1	1	1	1	1			9
実際の定数		1	1	1	1	1	1	1	1	1			9

(別紙 5)

佐賀新聞朝刊ABC部数

年月	ABC部数(平均)
1993年1-6月	130,448
1993年7-12月	132,084
1994年1-6月	132,732
1994年7-12月	132,858
1995年1-6月	133,789
1995年7-12月	133,488
1996年1-6月	134,860
1996年7-12月	135,458
1997年1-6月	136,418
1997年7-12月	137,102
1998年1-6月	138,650
1998年7-12月	137,553
1999年1-6月	137,254
1999年7-12月	137,713
2000年1-6月	137,852
2000年7-12月	137,929
2001年1-6月	136,061
2001年7-12月	134,322
2002年1-6月	134,964
2002年7-12月	135,440
2003年1-6月	136,152
2003年7-12月	136,968
2004年1-6月	138,131
2004年7-12月	138,574
2005年1-6月	138,938
2005年7-12月	139,412
2006年1-6月	139,912
2006年7-12月	140,245
2007年1-6月	140,835
2007年7-12月	141,390
2008年1-6月	141,868
2008年7-12月	142,347
2009年1-6月	141,594
2009年7-12月	141,621
2010年1-6月	140,676
2010年7-12月	140,333
2011年1-6月	140,479
2011年7-12月	140,579
2012年1-6月	140,737
2012年7-12月	140,837
2013年1-6月	139,685
2013年7-12月	139,408
2014年1-6月	138,462
2014年7-12月	137,132
2015年1-6月	137,176
2015年7-12月	137,246

(別紙 6)

	② (増減)	③ (累積)	⑦ (目標)	⑧ (累積)	⑨ (差)	⑫ (差額)
(H25) 4月	-3	-3	1	1		
5月	-1	-4	1	2		
6月	-4	-8	1	3		
7月	-1	-9	1	4		
8月	+6	-3	5	9	-12	8,000
9月	-5	-8	1	10	-18	16,000
10月	+9	+1	1	11	-10	7,000
11月	+21	+22	1	12	+10	▲17,000
12月	+16	+38	2	14	+24	▲46,000
(H26) 1月	-16	+22	5	19	+3	0
2月	-8	+14	1	20	-6	3,000
3月	+10	+22	5	25	-3	0
合計						▲29,000



これは正本である。

令和2年5月15日

佐賀地方裁判所民事部

裁判所書記官

山本 拓郎

